

異御殿庭御用小者請取延長願

(書き下し文)

覚

一 老人 割場附小者

右翼 (闕字) 御殿御庭方御畑

為御用當三月方十月迄請取

置候得共御用全相濟不申候間

十一月迄請取置申度御座候間

此段不指支様割場御奉行中江

被仰渡可被下候以上

十月晦日 浅香藏人(花押)

横山三左衛門様

(読み)

おぼえ

ひとつひとりわりばつけこもの

みぎたつみ ごてんおにわかたおんはたけ

ごようとしてとうさんがつよりじゅうがつまでうけとり

おきそうらえどもごようまつたくあいすみもうさずそうろうあいだ

じゅういちがつまでうけとりおきもうしたくござそうろうあいだ

このだんさしつかえずようわりばごぶぎようちゅうへ

おおせわたされくさるべくそうろういじょう

じゅうがつみそか あさかくらんど(花押)

よこやまさんざえもんさま

(訳)

異御殿(前田家十三代代齊泰の母の隠居所。現、成巽閣)の庭畑について、割場付の小者を手配し、御用をしていたが、十月までに済みそうにないので、十一月まで延長したいことを、割場奉行に申し上げてほしい。

梅窓院様百五十回忌に付足輕小者御渡願

(書き下し文)

覚

一 式人 留書足輕

一 老人 小遣小者

右来月五日

梅窓院様百五拾回 (闕字) 御忌

御法事御香奠才許私

相勤候間断次第懸渡候様

割場御奉行中江被仰渡可

被下候以上

卯九月 成田八九郎(花押)

横山三左衛門様

(読み)

おぼえ

ひとつふたり とめがきあしがる

ひとつひとり こづかいこもの

みぎらいげついつか
ばいそういんさまひやくごじゅつかい おんき
ごほうじごこうでんさいきよわたくし
あいつとめそうろうあいだことわりしだいかけわたしそうろうよう
わりばおんぶぎようちゅうへおおせわたされ
くださるべくそうろういじよう
うくがつ なりたはちくろう(花押)
よこやまさんざえもんさま

(訳)

来月五日に梅窓院様の百五十回忌の法事の仕事を任されたので、留書足輕二人と小遣小者一人を遣わせてほしいことを、割場奉行に申し上げてほしい。

印鑑届

(書き下し文)

明治二年三月／

物頭並改作方御用

詰中輜重方并御財用方

御用兼帯 林省三[㊦]

両印相用候

(読み)

めいじにねんさんがつ
いんかん
ものがしらなみかいさくかたごよう
つめちゅうしちようかたならびにございようかた
ごようけんたい はやししろうぞう(印)(印)
りよういんあいもちいそうろう

(訳)

明治二年三月付、物頭並改作方御用で本郷邸に勤め、軍隊に必要な物資の補給と財政を兼職している林省三の印鑑届。

(書き下し文)

明治二年

御表小将御番頭

御近習御用

印鑑 神田一平[㊦]

(読み)

めいじにねん
いんかん
おんおもてこしろうごばんがしら
ごきんしゅうごよう
かんだいっぺい(印)

(訳)

明治二年付、表小将御番頭で、主君に奉仕する神田一平の印鑑届。

(書き下し文)

明治二年三月

御醫者

印鑑

江間三吉^印

(読み)

めいじにねんさんがつ
いんかん
おんいしゃ
えまさんきち^印

(訳)

明治二年三月付、藩の医者(御典医)江間三吉の印鑑届。

御門通行届

(書き下し文)

覚

一式人 女

右罷上候条御門

可相通候以上

巳五月

齊藤良太郎^印

東御門番人中

(読み)

おぼえ
ひとつふたり おんな
みぎまかりあげそうろうじょうごもん
あいとおるべくそうろういじょう
みごがつ さいとうりょうたろう^印
ひがしごもんばんにんちゅう

(訳)

女性二人を東御門から通してください。

(書き下し文)

覚

一封付風呂敷包 壱ツ

右御門可被相通候以上

巳五月十七日

神田一平^印

東通用御門

番人中

(読み)

おぼえ
ひとつふうつけふろしきつつみ ひとつ
みぎごもんあいとおらるべくそうろういじょう
みごがつじゅうしちにち かんだいつぺい^印
ひがしつうようごもん
ばんにんちゅう

(訳)

風呂敷包一つを東御門から通してください。

(書き下し文)

覚

一封付風呂敷包 壱ツ

但金子入

右菊屋友之助江相渡候条

御門無滞可相通候以上

巳四月二十日 前田源左衛門[㊦]

東御門

番人中

(読み)

おぼえ

ふうつけふろしきつつみ ひとつ

ただしきんすいり

みぎきくやとものすけへあいわたしそうろうじょう

ごもんとどこおりなくあいとおるべくそうろういじょう

みしがつはつか まえだけんざえもん[㊦]

ひがしごもん

ばんにんちゅう

(訳)

金子入りの風呂敷包一つを菊屋友之助へ渡したく、東御門から通してください。

(書き下し文)

覚

一箱風呂敷包 壱ツ

一長刀身 壱本

一掛物 二幅

右之品々主家相望申候二付

此人持参仕候得共取戻し度

御座候間御門御通可被成候以上

丹羽次郎兵衛内

巳四月十一日 建部□之丞[㊦]

□には「虎」篇に「甘」が入る。白虎の意味

東御門

御番人衆中様

(読み)

おぼえ

ひとつはこふろしきつつみ ひとつ

ひとつちょうとうしん いっぽん

ひとつかけもの にふく

みぎのしなじなしゆけあいのぞみもうしそうろうにつぎ

このひとじさんつかまつりそうらえどもとりもどしたく

ござそうろうあいだごもんおんとおりなられべくそうろういじょう

にわじろうべえない

みしがつじゅういちにち たけべかんのじょう[㊦]

ひがしごもん

ごばんにんしゅうじゅうさま

(訳)

箱風呂敷包一つと長刀身一本と掛物二幅を主家が望んでいるので、この者(丹羽か建部の家来)が(本郷邸内に)持参しましたが、(丹羽がその品を)取り戻したので、東御門から(家来を)通してください。

帰国道中賃金御貸渡願

(書き下し文)

覚

一六両通用金 割場付足輕
但老入老両式歩宛 廣瀬清太夫
高沢文治
廣岡平之丞
小原吉左衛門

右御引渡者御国江相返候
尔付指添途中賃金払
申度十六日振にて当十七日
此元出足相返候ニ付長旅行
失脚モ相懸リ可申候間
近例之通右金高御貸渡
御聞届渡リ方不指支様
御申渡候様いたし度候以上

巳十一月十三日 小野木知十郎(印)

理財局

(付箋)

本文願之趣承届
候事

巳十一月 理財局

(読み)

おぼえ
ひとつろくりようつうようきん
ただしひとりいちりようにぶあて
わりばつけあしがる
ひろせいでゆう
たかざわぶんじ
ひろおかへのじょう
おはらきちざえもん
みぎおんひきわたしものおくにへあいかえしそうろう
につきさしぞえとちゅうちんぎんはらい
もうしたくじゅうろくにちふりにてとうじゅうしちにち
このもとしゅうそくあいかえしそうろうにつきながりよこ
しつきやくもあいかかりもうすべくそうろうあいだ
さんれいのおりみぎきんだかおんかしわたし
おききとどけわたりかたさしつかえずよう
おんもうしわたしそうろういういたしたくそうろういじょう
みじゅういちがつじゅうさんにち おのぎともじゅうろう(印)
りざいきよく

(付箋)

ほんぶんねがいのおもむきうけとどけ
そうろうこと
みじゅういちがつ りざいきよく

(訳)

江戸の御用が終わったので、金沢に帰るにあたり、割場附足輕四人に付き、一人一両二歩ずつ全部で六両の賃金の支払いを十六日にお願いしたい。十七日に長旅行に出発し、出費するので(費用が掛かるので)、近例のとおり貸渡してくださるようお願いいたします。

小頭役御免除願

(書き下し文)

私儀明和式年四月御同心被 (闕字) 召抱其後段々役儀被
仰渡冥加至極難有仕合奉存候然ル所近年病身ニ
罷成別而頃日疝痛ニ而歩行難仕種々療養仕候
得共尔々無御座候所当月中ニ者江戸表江交代
相向申候得共此躰ニ御座候而者難罷越御座候
ニ付小頭役御免除被仰渡被下候様奉願候以上

辰八月六日

新保作左衛門(花押)

田中善太夫殿

松野平馬殿

(裏書)

表書之通承届候以上

田中善太夫(印)

(端裏書)

十八日 年六十三也

文化五辰年八月 御聞届同年八月二日方御番引

(読み)

わたくしぎめいわにねんしがつおんどうしんめしかかえられ そのごだんだんやくぎ
おおせわたされ みようがしがくありがたく しあいぞんじたてまつりそうろう しかるところきんねんびよ
うしんに
まかりなり ベっしてこのひせんつうにてほこうつかまつりがたく しゅじゅりようようつかまつりそうら
えども いやいよござなくそうろうとところ とうげつちゅうにはえどおもてへこうたい
あいむかいもうしそうらえども このからだにござそうろうてはまかりこしがたくござそうろう
につき こがしらやくごめんじょおおせわたされくだされそうろうようねがいたてまつりそうろういじよう
たつはちがつむいか しんぼさくぎえもん(花押)
たなかぜんだゆうどの
まつのへいまどの

(裏書)

おもてがきのとおりうけとどけそうろういじよう

たなかぜんだゆう(印)

(端裏書)

ぶんかごたつとしはちがつじゅうはちにち
おんきぎとどけどうねんはちがつふつかよりおんばんひき
としろくじゅうさんなり

(訳)

私(新保作左衛門)は、明和二年四月に同心になり、その後段々といろいろな役を仰せ渡され、大変喜ばしく
思います。しかし、近年病身になり、疝痛(腹痛)で歩行が困難になったため、療養したく、当月中には江戸
表へ、交代に向かわなければいけません、この体では難しく、小頭役を免除していただきたくと願ひ申し
上げます。

(裏書訳)

この願ひは認めます。

(端裏書訳)

文化五年八月十八日に聞き届けられ、同年八月二日より仕事に行っていない。年は六十三歳。